

令和 5 年 6 月

事業主・事務担当者 各位

大阪府貨物運送健康保険組合

マイナンバー記載の義務化について

平素は組合運営に種々ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、従前より資格取得届および被扶養者異動届にはマイナンバーの記載をお願いしておりましたが、令和 5 年 6 月 1 日施行の健康保険法施行規則等の一部改正により、マイナンバーの記載義務が明文化されました。

届出書類にマイナンバーの記載がない場合は、基本 5 情報（漢字氏名・カナ氏名・生年月日・性別・住所）をもとに、地方公共団体情報システム機構（J - LIS）へ照会を行いますが、この照会は、住民票に記載されている情報との突合となりますので、カナ氏名や住所などに一部でも相違が認められる場合は、マイナンバーの登録を行うことができず、当組合より再度確認をお願いする必要があるため、保険証情報の登録に遅れが生じてしまいます。

令和 6 年の秋には、保険証の廃止も予定されており、登録の遅れは、医療機関の窓口で健康保険の取り扱いができないなど、みな様の利便性の損失にも繋がりますので、届出には必ずマイナンバーを記載いただきますよう、よろしく申し上げます。